

事 務 連 絡
令和3年12月14日

各 事 務 所 長 殿

総 括 技 術 検 査 官

施工者と契約した第三者による品質証明業務の運用について

施工者と契約した第三者による品質証明業務の運用については、「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）の改定について」（令和3年3月24日付け国官技建第23号）で通知したところであるが、「近畿地方整備局における施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」を策定したので通知します。

尚、R3年度試行工事については支払い条件の選択を可能とする。